

通所介護サービス利用料金表

通所介護サービスの利用料金（第1条第2項及び第7条関係）

(1) 介護保険適用分（1日につき）

ア. 基本料金

要介護度	通常規模・6時間以上7時間未満			備 考
	単位数	自己負担額の目安		
		1割負担	2割負担	
要介護1	581単位	612円	1,225円	
要介護2	689単位	723円	1,446円	
要介護3	792単位	835円	1,670円	
要介護4	897単位	945円	1,891円	
要介護5	1003単位	1,057円	2,114円	

イ. 加算料金

区 分	単位数	自己負担額の目安		備 考
		1割負担	2割負担	
入浴介助加算	40単位	42円	84円	
科学的介護推進体制加算	40単位	42円	84円	
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	85単位	90円	179円	
指導員が休みの日（Ⅰ）ロ	56単位	59円	118円	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位	21円	63円	
ADL維持等加算（Ⅰ）～（Ⅱ）	30～60 単位	32～64円	64～128円	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の5.9%相当			
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数の1.0%相当			

1) 地域区分：船橋市（4級地） 1単位＝10.54円

2) 月単位の合計額は、円未満の端数処理等により、上表と異なる場合があります。

(2) 介護保険適用外分

次の費用等は、利用者の自己負担となります。

区 分	金 額	備 考
昼食代 (おやつを含む)	600 円	
おむつ、リハビリパンツ、パット等	実費	50～100 円
通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用	実費	レクリエーション・手工芸材料費等
利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスに係わる費用	実費	

第4 キャンセル料 (第8条第2項関係)

利用者のご都合により、サービスを中止する場合、下記のキャンセル料が生じます。

利用日の当日午前9時までに連絡があった場合	無 料
利用日の当日午前9時までに連絡がなかった場合	昼食代 600 円

第5 健康上の理由による中止 (第10条第3項関係)

(1) 利用者が風邪、病気の場合は、サービスの提供をお断りすることがあります。

(2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスの内容を変更または中止することがあります。この場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。